

出席停止（公欠扱い）となる学生の症状／期間と条件等

2023/5/2

| 症状など | 手続き（報告、連絡、相談） | その場合の出席停止期間と条件（公欠扱い） |
|-------------------------------------|---|---|
| 新型コロナウィルス感染者、PCR陽性 季節性インフルエンザ感染者 | 感染が確認され次第学校に 電話で報告 する。 082-263-7177 広島県感染症・疾病管理センター（ひろしまCDC） https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/ | 出席停止期間： 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日間。（最大7日間） 条件： 自ら撮影した検査の結果を示す画像等により学園が確認を行う。確認できない場合は欠席扱いとする。 ※虚偽の報告が判明した者は懲戒処分とする |